

## 第50号議案

中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則及び中野区立小学校及び中学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出します。

令和元年（2019年）11月15日

提出者 中野区教育委員会教育長 入野 貴美子

（提案理由）

臨時的任用職員の年次有給休暇の繰り越しについて規定するとともに、子の看護のための休暇に係る対象年齢を引き上げる必要がある。

中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則及び中野区立小学校及び中学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成12年中野区教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第15条第2項を次のように改める。

2 前項の規定による年次有給休暇を付与されたのち、同一年度内において引き続き臨時的に任用された場合又は任用期間が更新された場合の年次有給休暇は、その任用され、又は更新された日よりも前の同一年度内における任用の日から引き続き任用され、又は更新された任期の末日までを任用期間とした場合における別表第3に定める年次有給休暇の日数から既に付与された年次有給休暇の日数を減じた日数を引き続き任用され、又は更新された日に与える。

第15条に次の1項を加える。

3 臨時的に任用された職員が任用期間の初日の属する年度の翌年度において引き続き臨時的に任用された場合又は任用期間が更新された場合であって、前2項に規定する年次有給休暇の日数のうち残日数があるときは、20日を限度に翌年度（年度の途中で年次有給休暇を付与された者にあつては、翌々年度におけるその付与された月の前月まで）に限りこれを繰り越すことができる。ただし、その任用され、又は更新された日の属する年の前年度（新たに臨時的に任用された職員となった者については、当該年度における新たに臨時的に任用された職員となった日以後の期間）に

における勤務実績が 8 割に満たない臨時的に任用された職員については、この限りでない。

第 29 条の 2 第 1 項中「9 歳」を「12 歳」に改める。

(中野区立小学校及び中学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部改正)

第 2 条 中野区立小学校及び中学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成 29 年中野区教育委員会規則第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 16 条第 2 項を次のように改める。

2 前項の規定による年次有給休暇を付与されたのち、同一年度内において引き続き臨時的に任用された場合又は任用期間が更新された場合の年次有給休暇は、その任用され、又は更新された日よりも前の同一年度内における任用の日から引き続き任用され、又は更新された任期の末日までを任用期間とした場合における別表第 3 に定める年次有給休暇の日数から既に付与された年次有給休暇の日数を減じた日数を引き続き任用され、又は更新された日に与える。

第 16 条に次の 1 項を加える。

3 臨時的に任用された職員が任用期間の初日の属する年度の翌年度において引き続き臨時的に任用された場合又は任用期間が更新された場合であって、前 2 項に規定する年次有給休暇の日数のうち残日数があるときは、20 日を限度に翌年度（年度の途中で年次有給休暇を付与された者にあつては、翌々年度におけるその付与された月の前月まで）に限りこれを繰り越すことができる。ただし、その任用され、又は更新された日の属する年の前年度（新たに臨時的に任用された職員となった者については、当該年度における新たに臨時的に任用された職員となった日以後の期間）における勤務実績が 8 割に満たない臨時的に任用された職員につい

ては、この限りでない。

第30条第1項中「9歳」を「12歳」に改める。

#### 附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第1条中第29条の2第1項の改正規定及び第2条中第30条第1項の改正規定は同年1月1日から施行する。

中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則及び  
中野区立小学校及び中学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施  
行規則の一部改正について

## 1 改正する規則

- (1) 中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則
- (2) 中野区立小学校及び中学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則

## 2 改正内容

- (1) 臨時的任用職員の年次有給休暇の取扱いについて、臨時的任用から引き続いて臨時的任用された場合に、年次有給休暇を引き継ぐこととする。  
1の(1)の規則…【第15条関係】  
1の(2)の規則…【第16条関係】
- (2) 子の看護のための休暇について、その対象となる子の年齢を12歳に引き上げることとする。  
1の(1)の規則…【第29条の2関係】  
1の(2)の規則…【第30条関係】

※ 詳細は、新旧対照表のとおり。

## 3 施行期日

臨時的任用職員の年次有給休暇の取扱いについては令和2年4月1日、子の看護のための休暇については同年1月1日

【第1条関係】

中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条～第14条の5 (略)</p> <p>(臨時的に任用された職員の年次有給休暇)</p> <p>第15条 条例第15条第5項に規定する臨時的に任用された職員の任用期間中の年次有給休暇は、別表第3のとおりとする。</p> <p>2 <u>前項の規定による年次有給休暇を付与されたのち、同一年度内において引き続き臨時的に任用された場合又は任用期間が更新された場合の年次有給休暇は、その任用され、又は更新された日より前の同一年度内における任用の日から引き続き任用され、又は更新された任期の末日までを任用期間とした場合における別表第3に定める年次有給休暇の日数から既に付与された年次有給休暇の日数を減じた日数を引き続き任用され、又は更新された日に与える。</u></p> <p>3 <u>臨時的に任用された職員が任用期間の初日の属する年度の翌年度において引き続き臨時的に任用された場合又は任用期間が更新された場合であって、前2項に規定する年次有給休暇の日数のうち残日数があるときは、20日を限度に翌年度(年度の途中で年次有給休暇を付与された者にあつては、翌々年度におけるその付与された月の前月まで)に限りこれを繰り越すことができる。ただし、その任用され、又は更新された日の属する年の前年度(新たに臨時的に任用された職員となった者については、当該年度における新たに臨時的に任用された職員となった日以後の期間)における勤務実績が8割に満たない臨時的に任用された職員については、この限りでない。</u></p>	<p>第1条～第14条の5 (略)</p> <p>(臨時的に任用された職員の年次有給休暇)</p> <p>第15条 条例第15条第5項に規定する臨時的に任用された職員の任用期間中の年次有給休暇は、別表第3のとおりとする。</p> <p>2 <u>前項に規定する年次有給休暇は、職員が引き続き任用された場合においても、繰り越さない。</u></p>
<p>第16条～第29条 (略)</p> <p>(子の看護のための休暇)</p> <p>第29条の2 子の看護のための休暇は、<u>12歳</u>に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子(配偶者の子を含む。以下この項において同じ。)を養育する職員が、その子(次項において「養育する子」という。)の看護(負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なその子の世話をを行うことをいう。)のため勤務しないことが相当と認められる場合の休暇とする。</p>	<p>第16条～第29条 (略)</p> <p>(子の看護のための休暇)</p> <p>第29条の2 子の看護のための休暇は、<u>9歳</u>に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子(配偶者の子を含む。以下この項において同じ。)を養育する職員が、その子(次項において「養育する子」という。)の看護(負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なその子の世話をを行うことをいう。)のため勤務しないことが相当と認められる場合の休暇とする。</p>
<p>2～6 (略)</p> <p>第29条の3～第33条 (略)</p>	<p>2～6 (略)</p> <p>第29条の3～第33条 (略)</p>

附 則 (略)	附 則 (略)
別表第 1～別表第 4 (略)	別表第 1～別表第 4 (略)
別記様式第 1 号～別記様式第 1 1 号 (略)	別記様式第 1 号～別記様式第 1 1 号 (略)

【第 2 条関係】

中野区立小学校及び中学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則新旧対照表

改正案	現行
<p>第 1 条～第 1 5 条 (略)</p> <p>(臨時的に任用された職員の年次有給休暇)</p> <p>第 1 6 条 条例第 1 5 条第 5 項に規定する臨時的に任用された職員の任用期間中の年次有給休暇は、別表第 3 のとおりとする。</p> <p>2 <u>前項の規定による年次有給休暇を付与されたのち、同一年度内において引き続き臨時的に任用された場合又は任用期間が更新された場合の年次有給休暇は、その任用され、又は更新された日より前の同一年度内における任用の日から引き続き任用され、又は更新された任期の末日までを任用期間とした場合における別表第 3 に定める年次有給休暇の日数から既に付与された年次有給休暇の日数を減じた日数を引き続き任用され、又は更新された日に与える。</u></p> <p>3 <u>臨時的に任用された職員が任用期間の初日の属する年度の翌年度において引き続き臨時的に任用された場合又は任用期間が更新された場合であって、前 2 項に規定する年次有給休暇の日数のうち残日数があるときは、20 日を限度に翌年度(年度の途中で年次有給休暇を付与された者にあつては、翌々年度におけるその付与された月の前月まで)に限りこれを繰り越すことができる。ただし、その任用され、又は更新された日の属する年の前年度(新たに臨時的に任用された職員となった者については、当該年度における新たに臨時的に任用された職員となった日以後の期間)における勤務実績が 8 割に満たない臨時的に任用された職員については、この限りでない。</u></p> <p>第 1 7 条～第 2 9 条 (略)</p> <p>(子の看護のための休暇)</p> <p>第 3 0 条 子の看護のための休暇は、<u>1 2 歳</u>に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日までの間にある子(配偶者の子を含む。以下この項において同じ。)を養育する職員が、その子(次項において「養育する子」という。)の看護(負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なその子の世話</p>	<p>第 1 条～第 1 5 条 (略)</p> <p>(臨時的に任用された職員の年次有給休暇)</p> <p>第 1 6 条 条例第 1 5 条第 5 項に規定する臨時的に任用された職員の任用期間中の年次有給休暇は、別表第 3 のとおりとする。</p> <p>2 <u>前項に規定する年次有給休暇は、職員が引き続き任用された場合においても、繰り越さない。</u></p> <p>第 1 7 条～第 2 9 条 (略)</p> <p>(子の看護のための休暇)</p> <p>第 3 0 条 子の看護のための休暇は、<u>9 歳</u>に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日までの間にある子(配偶者の子を含む。以下この項において同じ。)を養育する職員が、その子(次項において「養育する子」という。)の看護(負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なその子の世話</p>

を行うことをいう。) のため勤務しないことが相当と認められる場合の休暇とする。 2～5 (略) 第31条～第40条 (略) 附 則 (略) 別表第1～別表第4 (略) 別記様式第1号～別記様式第14号 (略)	を行うことをいう。) のため勤務しないことが相当と認められる場合の休暇とする。 2～5 (略) 第31条～第40条 (略) 附 則 (略) 別表第1～別表第4 (略) 別記様式第1号～別記様式第14号 (略)
---	---

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第1条中第29条の2第1項の改正規定及び第2条中第30条第1項の改正規定は同年1月1日から施行する。